

移住体験住宅の利用再開について

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の解除を受け、田子町での移住体験住宅のご利用を再開致します。利用に際しまして、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

利用できる方

- ①田子町に移住検討をする方
- ②二拠点居住として田子町を検討している方
- ③帰省などにより利用したい方
- ④その他町長が認める方

利用条件

- ①利用者は全員がコロナウイルスワクチン接種済み（2回）であること
- ②施設利用の2週間前から、行動履歴を自己において記録（厚生労働省の接触確認アプリ(COCoA)の利用推奨）し人が密集する場所を避け、新型コロナウイルス感染への予防をすること
- ③入居時の体調が良好であること
- ④マスク及び消毒の徹底

なお、再び緊急事態宣言及びまん延防止重点措置等が発令された場合、その地区に住む方、または直近に滞在していた方は受け入れをお断り致します。



申込み・問合せ先

田子町役場 住民課子育て定住移住支援室

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81

電話：0179-23-0678 Email：takko0303a@town.takko.lg.jp